

神奈川県と株式会社スリーエフとの連携と協力に関する包括協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社スリーエフ（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、県民サービスの向上と地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 神奈川の農林水産物、加工物、工芸品の販売、活用に関すること
- (2) 観光振興に関すること
- (3) 少子化対策・子育て支援などに関すること
- (4) 健康増進・食育に関すること
- (5) 高齢者・障害者支援に関すること
- (6) くらしの安全・安心に関すること
- (7) 青少年の健全育成や職業意識の醸成に関すること
- (8) 災害対策に関すること
- (9) 環境保全に関すること
- (10) その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項の具体化を推進するため、甲と乙は協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月16日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事 松 沢 成 文

乙 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社 スリーエフ
代表取締役社長 中 居 勝 利